（旧障害等級に該当しなくなったときの届出等）

第五十八条　（略）

2　（略）

3　前項の届書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　提出日前一月以内に作成された受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　提出日前三月以内に作成された次に掲げる書類等

イ　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

ロ　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

（削る）

（障害年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第六十一条　障害年金の受給権者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（併給調整事由等消滅の届出）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する日前三月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二・三　（略）

（遺族年金等の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第七十二条　厚生労働大臣が指定した遺族年金等の受給権者（平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第八十九条ただし書に規定する場合に該当する者、同法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第五十九条第一項の規定により同法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため通算遺族年金を受けている者又は組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であった者の死亡の当時から引き続き旧障害等級の一級若しくは二級の障害に該当する子若しくは孫であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものをいう。）は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前三月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

（旧障害等級に該当しなくなったときの届出等）

第五十八条　（略）

2　（略）

3　前項の届書には、提出日前一月以内に作成された次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　受給権者の生存に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

二　障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

三　疾病又は負傷が別表に掲げるものであるときは、その障害の現状の程度を示すレントゲンフィルム

（障害年金の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第六十一条　障害年金の受給権者であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものは、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該障害年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。

2　前項の障害が別表に掲げる疾病又は負傷によるものであるときは、同項の書類に、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状の程度を示すレントゲンフィルムを添えなければならない。

（併給調整事由等消滅の届出）

第七十一条　（略）

2　（略）

3　前二項の届書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項に規定する場合に該当するときは、同項の届書を提出する日前一月以内に作成された障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書

二・三　（略）

（遺族年金等の受給権者に係る障害の現状に関する届出）

第七十二条　厚生労働大臣が指定した遺族年金等の受給権者（平成八年改正法附則第十六条第二項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧国共済法第八十九条ただし書に規定する場合に該当する者、同法第九十二条の三第三項において準用する旧厚生年金保険法第五十九条第一項の規定により同法別表第一に定める一級若しくは二級の障害の状態にあるため通算遺族年金を受けている者又は組合員若しくは加入者若しくは組合員若しくは加入者であった者の死亡の当時から引き続き旧障害等級の一級若しくは二級の障害に該当する子若しくは孫であって、その障害の程度の診査が必要であると認めて厚生労働大臣が指定したものをいう。）は、厚生労働大臣が指定した年において、指定日までに、指定日前一月以内に作成されたその障害の現状に関する医師又は歯科医師の診断書を厚生労働大臣に提出しなければならない。ただし、当該遺族年金の全額につき支給が停止されているときは、この限りでない。